

婚姻届

令和 年 月 日 届出

(あて先) 長

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

(1)	(よみかた)	夫 になる 人		妻 になる 人	
	氏 名	氏	名	氏	名
(2)	生 年 月 日	大正 昭和	平成 令和	年	月 日
	住 所 (住民登録をして いるところ)	世帯主 の氏名		世帯主 の氏名	
(3)	本 籍 (外国人のときは国 籍だけを書いてく ださい)	番地 番		番地 番	
	筆頭者 の氏名	筆頭者 の氏名		筆頭者 の氏名	
(4)	父母及び養父母 の氏名	父	続き柄 男	父	続き柄 女
	父母との続き柄	母		母	
	(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に記入ください)	養父	続き柄 養子	養父	続き柄 養女
		養母		養母	
(5)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏	新本籍(左の☑の氏の人が入籍するときは書かないでください) 番地 番		
		<input type="checkbox"/> 妻の氏			
(6)	同居を始めたとき	平成 令和 年 月	(結婚式をあげたとき、又は、同居を始めたとき) <input type="checkbox"/> 結婚式をあげておらず、同居していない		
(7)	初婚・再婚の別	<input type="checkbox"/> 初婚 再婚 (☐死別 昭和・平成・令和 年 月 日)		<input type="checkbox"/> 初婚 再婚 (☐死別 昭和・平成・令和 年 月 日)	
		<input type="checkbox"/> 初婚 再婚 (☐離別 年 月 日)		<input type="checkbox"/> 初婚 再婚 (☐離別 年 月 日)	
(8)	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の 主な仕事と	夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
		夫	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9)	夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
		夫の職業	妻の職業		
その他	来庁者	確認	通知		
	夫	個・免・他	有・無		
届出人署名 (※押印は任意)	夫	印	妻	印	
	妻	印	夫	印	
事件簿番号	夫	・	妻	・	
	妻	・	夫	・	
住所	夫	・	妻	・	
	妻	・	夫	・	
連絡先	夫	携帯	-	-	
	妻	携帯	-	-	

本届書中
字訂正 字削除 字加入
訂正署名 又は押印
夫
妻

来庁者	確認	通知
夫	個・免・他	有・無
妻	個・免・他	有・無
使者	個・免・他	確認票

夫	有・無	担当
妻	有・無	担当

消えるボールペンで記入しないでください

署 名 (※押印は任意)	印	印
生 年 月 日	大正 平成 昭和 令和 年 月 日	大正 平成 昭和 令和 年 月 日
住 所 (住民登録をしてい るところ)		
本 籍 (外国人のときは国 籍だけを書いてく ださい)	番地 番	番地 番

記入の注意

- ◎ 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- ◎ 届書は1通でさしつかえありません。
- ◎ 証人は2名必要です。成年者で婚姻の事実を知っている人であれば、どなたでもかまいません。
- ◎ 同姓でも同じ印鑑は使用できません。(※押印は任意)
- ◎ 住所の変更は別途手続きが必要です。住所変更届を同時にされる場合は、新住所を記入してください。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

☐には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

- ★届書を持参した人の本人確認をしますので、個人番号(マイナンバー)カードや運転免許証の提示をお願いします。(身分証明書がなくても届出はできます。)
- ★この届書を本籍地でない役場へ提出するとき及び婚姻後の本籍が他市区町村になるときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要です。
- ★未成年の方は父母の同意が必要です。
(令和4年4月1日から成年年齢及び婚姻適齢が変更されています。)
- ★戸籍届は、土・日曜日や祝日、夜間などの時間外でも届出ができます。
(この場合、時間内に区役所区民生活課・戸籍届出を扱う各センターで審査を受けてから提出してください。)

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。



出世大名 家康くん 出世法師 直虎ちゃん

